

令和4年度 第1回子ども・子育て会議 会議録

会議名	令和4年度 第1回子ども・子育て会議
日時	令和4年6月1日(水) 午後2時00分～午後4時00分
会場	村上市役所4階 大会議室
出席者	委員：13人（仲委員、富樫委員、鈴木委員、飯島委員、渡部委員、平野委員、伊藤委員、長委員、加藤委員、小池委員、斎藤委員、本間委員、仙田委員）
	欠席委員：工藤委員、松田委員
	アドバイザー：小池氏、藤瀬氏※
	事務局：中村こども課長、押切保健医療課長、木村福祉課長、今井学校教育課参事、平山生涯学習課長、朝日支所地域振興課 中嶋課長補佐、荒川支所地域振興課 瀬賀課長補佐、こども課 山田課長補佐、小林副参事、高橋課長補佐、渡辺係長 事務局G：株式会社ぎょうせい ㊦長澤、㊦新井、㊦亀山、㊦中島

※=online参加

会議録	
1 開会	定刻に開会
2 委員長あいさつ	
3 副市長あいさつ（急用により欠席）	
4 諮問	※仲委員長に諮問
5 自己紹介	※委員名簿順に自己紹介、アドバイザー自己紹介、事務局自己紹介
6 議事	※委員15名中13名の出席により会議の成立を報告 ※以下、委員長による進行

(1) 計画骨子案について

※資料No. 1 により事務局から説明

委員長：ただ今の説明に質問等はあるか。

(特になし)

委員長：骨子案について特に質問がなければ次の議題へ移る。

(2) 調査等で見えてきた課題について

※資料No. 2 により事務局から説明

委員長：調査自体が大変膨大なものであった。そこから出てきた課題である。その中で学校の授業の理解度についても触れられている。教育関係の委員の意見はどうか。

委員：区分によらず授業がわからなくなるのが、中学2年生で約48%だったことについて深刻に受け止めなければいけないと思う。しかし教育現場の実感としては、そこまで理解度が低くなっているのではないのではないかと感じる。

子ども自身の回答で、ちょっとわからないところがあるだけでも「わからない」と答えている可能性などもあるかと思う。

委員長：保護者の委員の皆さんはどうでしょうか。

委員：授業は淡々と進んでいく。ついていけない子どももいるかと思う。プリントなど、家庭で丸付けをしてその場で正しい答えを教えてあげてください、と学校からは案内もあるが、仕事などでなかなか対応がむずかしい。そういう場合はやはり学校の支援がほしい。

委員：学童保育の場合は、帰ってきたらまず宿題をしっかりとやって、それから遊ぶ、ということにしている。家庭に帰る前に宿題などは終わらせていることから、安心してくれている保護者もいるように思う。

委員：実際に支援している子どもたちを見ていると、自分から「わからない」と発信して教えてもらおうとか、わからないことを自分で調べるといった面では、貧困家庭やひとり親などの家庭では難しいところもあるのではないかと感じることもある。そこには人の手が必要ではないか。

委員長：必ずしも貧困状態の家庭が「区分1」というわけではないとの説明もあった。また、学校と保護者の立場で観点も異なるのであろう。他に意見はあるか。

委員：学習支援に関わっていたときの体験である。放課後子ども教室では支援員が教えてくれたりはしているが、宿題は家に帰ってからやる、親が面倒を見るということも多かったように思う。家庭での親の手助けにかかっている部分はどうしてもあり、学校だけでは対応しきれないところもあるのではないかと。放課後子ども教室では、時間に余裕がある子どもは自分で答え合わせをするという場面もあった。

委員：コロナ禍の中、1人1台タブレットの体制となったが、それによる変化はあったのだろうか。

委員：小学校、中学校とも授業の中でタブレットを使うことは、部分的にはなるが、ほぼ日常的なこととなっている。パソコンで課題を出し、家庭でパソコンを使って課題に答えるということも行われている。6月からは市が予算をつけてくれてデジタルドリルが導入される。これでさらに端末の利用、家庭における利用は進むと思う。

委員：それによって学力は少し上がるだろうか。

委員：何をもって学力が上がったとするかは難しいが、小学校においては数字的に見て効果が出てきているように思う。

委員：小1の子どもがいる。家に帰ってきて宿題はまずやらない。いろいろな家の話を聞くと、やらせようとするとなかなかやらないという。すぐ横で見ている「がんばってるね」などと声をかけるのが良いというようなホームページでの記事があった。宿題をやらせることはどこの家庭も苦労しているのではないかと。

中2の子どもはわりときちんとやる。子どもによっても年齢によっても変わるのだろう。タブレットについては、夜遅くでも、友だちとつながりながら宿題ができるのが効率よくて、友だちもやっているから僕もやる、といった感じ。今の子はこうなのか、と思いつつ、悪くないなと思っている。

委員長：他にあるか。生活について、朝食をひとりで食べること、保護者の健康、保護者の就労で正職員が低いなど区分1について資料にあるが。アドバイザーの先生のご意見は。

小池アドバイザー

：教育の支援で区分による違いについての印象の話があった。子どもたちの回答と現場の違いと感じられた。この資料記載内容は、報告書103ページの子どもの回答が分析の元であるか？

事務局：そうである。

小池アドバイザー

：となれば、やはり子どもに聞いて子どもが答えていることは重く受け止める必要があると思う。授業がわからないなあと思いつつ過ごしている子どもがいるということである。資料2ページの、障がい者、高齢者やその家族への支援との連携のところ、ヤング

ケアラーについて今回調査ではどう見えているか、そして必要と思われる取り組みが考えられるか踏み込んであるとよいかと思う。

5の社会全体での支援（資料5ページ）は大事だと思う。行政だけでなく社会全体で地域づくりも含めてどのような方向性で進めて行くのかってことを考えたときにこの5番目の柱がなければいけない。基本理念の検討の（3）にもあるとおり（資料No1、2ページ）、これは出してもらってよかったと思う。

（社会全体での支援に関連して）調査報告書288ページ、子ども食堂を使いたいけど使えないといった回答、区分1で、利用したかったが近くになかったという回答割合が高いことは注目すべきと感じた。

繰り返しになるが、施策として国の4本柱に加えて5本目の柱があるのは良いと思う。

委員長：村上市全体で支えていく、そのための社会資源といった問題もあるかと思う、そのあたりも取り込んだ計画にできればと思う。他にあるか。

委員：生活の支援でヤングケアラーの話が先ほど出た。自営業や農業の家庭も多い。これらの手伝いを家の犠牲のように捉えるのはよろしくないと思う。子どもたちが家の手伝いをすることが即ち家の犠牲ではない、分けて考えなければいけない。親が共稼ぎで土日に農家をやるといったこともある。家の仕事を手伝うことは、子どもの将来にとっての経験であり生きていく力につながるものでもあろう。それらも一緒くたにしてヤングケアラーと考えない方が良い。

委員：アンケートの自由記述で、養護教諭の意見として、悩みを聞いてもどこにそれをつなぐかがわからないという意見があったように思う。行政の方で、相談先や内容別で一覧を作って配るといった対応はできないか。

事務局：なるべくわかりやすく情報を入手する方法をいろいろ考えてはいる。子ども・若者総合支援法の中で子ども・若者サポート総合会議を組織しており、情報入手の一覧なども出している。先生方も参加しているが、代表者だけが持っていて現場に伝わらないのではダメなので、（学校等にもどったら）みんなで共有してほしいと言っている。情報が伝わっていく方が課題だと思っている。

委員：それが、最前線の養護教諭などに伝わっていないのではないか。

委員：養護教諭は何かあれば管理職にまず相談するはずである。そして管理職は校外へのパイプがある。ただ、養護教諭が受ける相談は多種多様なため、そこに悩みもあるのかとは思う。先ほどの意見はどここのページにあるか。

委員：調査報告書の385ページである。

委員：市役所で最初に相談や悩みを受け取った人が全部つながりをつくってくれるという仕組みがあればよいのではと思うがどうか。

委員：いろいろな問題をどこに聞けばよいかという場合、市役所に総合相談窓口というのがあるってそこに電話をすれば話をつないでくれるということは聞いたことがあるかどうか。

事務局：どこに相談すればよいかについては福祉課に総合相談窓口があり、そこで受けて関係先につなぐ仕組みにはなっている。

委員：資料6ページの方向性に「窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ」とある。私自身、相談を受けた時には市の総合相談窓口を紹介するが、「すぐ行ってみます」となることはめったにない。そのあたりに行政相談窓口の活用できない課題があるのではないか。

事務局：行政の窓口というものは敷居が高いのかなという感じはする。例えば生涯学習センターに窓口を置いてはどうかなど模索はしているが、これといった決め手がない状況。行くところや居場所がない人向けに「みつば」というつどいの場所（サロン）はある。大人向けのものだが、場所、窓口はある。

委員長：事務局として、今回は、骨子についてはこの案でよいかどうかを確認できればよいということになるか。

事務局：そうである。

委員長：では、先ほど説明のあった骨子案について、施策はこの4本柱に加えて5本目の柱を立てるということについてはこれでよろしいか。意見はあるか。

小池アドバイザー

：窓口についてを5の社会全体での支援にもう少し盛り込んではどうか。子ども家庭センターの設置が法改正で出てきている。それをどう位置づけるか。今国会で子どもの福祉政策は大きく変わろうとしている。今、そのすべてを盛り込むことはできなくても、その方向性を意識し柱の中の項目に取り組んでいければ5年の計画期間、大きな齟齬にはならないと思う。そこには包括的な窓口というものが入ってくるだろうしその他にも色々入ってくるだろうと思う。

委員長：藤瀬先生のご意見はどうか

藤瀬アドバイザー

：情報量が多かったが、委員の方々の意見を聞きながら明確になってきたところ。小池先生のおっしゃるとおり、柱の5番目が非常に素敵だと思ったところである。相談窓口の一本化、正しく行政が情報発信するということも大事だと思うし、窓口を教えてもらってもそちらに行ってくれないのが課題かとも思う。

「つなぐ人」の存在が重要であろう。この人に対してはここを紹介すると良いのでは、とつないでくれる人。この会議にも各関係分野の方が出ておられるし、常にその目で見ていることがよいのではないかと思う。昔ながらの世話やきというものは、今、なかなかないのかもしれないが、直接子どもを見ている人だけでなく、皆が意識してくれる

というのがよい。

委員長：他に特になければ、この案を骨子として今後の協議を進めていくことでいかがか。

(異議なし)

小池アドバイザー

：ヤングケアラーとお手伝いの決定的な違いは、子どもに逃げ場があるかないかである。ヤングケラーの子は手を抜けない、自分がやらなければ介護とか回らないことがわかっているのでお手伝いとは決定的に違うことはご理解いただきたい。ヤングケアラーの場合は子どもに選択権がない。先ほどの委員長のご意見のように、村上ならではの文化の中で大人と一緒に経験、体験する、お手伝いなどが子どもの体験につながるのはとても良いことだと思う。

委員長：同感である。ヤングケアラーなど、言葉の使いについては慎重さが必要であろう。

(休憩)

(3) 計画名称について

※資料No. 3により事務局から説明

委員長：いくつか案があるが、皆さんどうでしょうか。多数決でしょうか。では案を読み上げるので挙手を。事務局はカウントしてください。

(事務局案「村上市子どもの未来応援プラン」で挙手多数)

委員：ちなみにこれは新潟市の名称と全く同じである。

委員：私もそう感じたが、「未来」を「みらい」とした案をどなたかが出してくれていたのもそれも良いと思っていたところ。

委員長：事務局は表記上の都合はあるか。ひらがなでも漢字でも問題はないか。

事務局：どちらでも問題はない。これは新潟市だけでなく全国的にも多い名称である。新潟市と同じ名称だからといってあまり気にしなくてもいいと思う。

委員長：では、計画名称は「村上市子どもの未来応援プラン」。「未来」は漢字表記のものに決定する。

(4) 第2期 村上市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

※資料No. 4により事務局から説明

委員長：質問はあるか。今回意見が特になければ承認ということでよいか。今後の会議で見直しに取り組んでいくとのことであった。

委員：スケジュールについて。次の検討が7月か8月とのことだが、この会議の中で子どもの未来応援プランと子ども・子育て支援事業計画の見直しを一緒にやるということになるか。そうすると膨大な会議内容ではないか。

事務局：一緒にやりたいと考えている。

委員長：事務局としては一緒にとのことだった。

委員：待機児童について。年度初めにはいないが年度途中で待機児童が出てくる。親の仕事などにより一度退所すると、もう戻れなくなる。そういったことに対策はないか。

事務局：待機児童の発生理由はいろいろあるが、原因はやはり保育士の不足である。募集をしているがなかなか集まらないというのが現状。理想は、増減に対して臨時職員で対応できることだが、臨時職員もいない状況である。とは言え、保育園になかなか入れないという声は年度の途中になるといつも出てくる。保育士の増加ほか、派遣や委託なども探しながら受け入れの数を増やすことをいろいろとやっていきたい。

委員長：この先の会議で「村上市子どもの未来応援プラン」の議論、併せて「村上市子ども・子育て支援事業計画」見直しの議論と多くのことをやっていくことになる。委員各位にはよろしくお願ひしたい。

## 7 その他

委員長：では、日程7、その他については何かあるか。

事務局：委員の皆さんに何かなければ、事務局としては特にない。

委員：前半の内容になかなかついて行けなかったが、だんだんわかってきた。自分の一番気になったところとして、不登校の子どもにはどのような対応が考えられるか事務局に聞きたい。

委員：不登校については学校で把握をしているので先生から答えてもらえれば。

委員：SSW（スクールソーシャルワーカー）は常駐で下越教育事務所に2名。そこに派遣依頼してきていただいている。村上市でどの程度使っているかは詳細を把握していないが、かなり多くの学校が活用していると聞いている。欲を言えば村上市に専属であればよいと思うこともあるが難しいところもあるであろう。SC（スクールカウンセラー）は、今、毎日ではないが週のうち1日の午後、ほぼすべての学校でSCに来てもらい、保護者等の相談の対応をしている状況である。

委員長：いろいろなご意見、誠にありがとうございました。他にはあるか。

委員：自分でも情報を受け取る力は必要だと思いこの会議に出ている。こちらの支給対象者（子育て世帯未来応援特別給付金）はどのくらいの方が申請して支給を受けているのか。私も出しそびれてしまい、友人から聞いて慌てて出した。申請なしで全員に欲しいというのが本音である。手続きなしでもらえる方がよい。

事務局：市独自で打ち出したもの。人数は今すぐわからないが、就学支援を受けられる程度なら支給されるという判断なので、行政でなかなか把握できない。内容により、申請が必要なもの、児童手当を受けている世帯で所得が低いなど条件が限定的になってくると、こちらで把握できる方がほとんどなので、特に申請がなくても支援が行き渡るケースは多い。支援が行き渡らねば意味がないので、少しずつわかりやすくなっているとは思いますが引き続き、紙でやるか電子申請もやるかなど検討をしていきたい。

委員：アンケート自由意見に「10万円はどこにいったの」という子どもの意見があった。子どもっぽい意見である。思い切って、村上市では紙の申請もなくても全部出すというような、例えば給食費を出すとか、全体を引き上げるようなことをやってはどうかと思う。

事務局：給食費については要検討だが、支援の申請については行き渡るように少しずつ改善をしています。

委員長：アドバイザーの先生は、他には。

小池アドバイザー

：改めて、経済的困窮にある子どもとプラスアルファの人で、何を守るかということについては子ども達一人ひとりがもっている権利を守るという観点をもう一度全体の中で見ていただきたい。子どもの貧困対策推進法の中で「子どもの権利」を守るという言葉は出てこない。ただ、子ども基本法や児童福祉法の中では子どもの権利という単語が相当入ってきている。多分これから増えていくと思っている。経済的困窮という状況であっても、子どもの権利って何だろうということをきちんと踏まえながら計画策定が進むことが望ましいと感じたところである。

子ども・子育て支援事業計画の見直しでは、子どもの数が少ないところで、どうやって子どもの育ちを保証する保育を提供していけるかが重要と感じた。数が少なくても、そこでちゃんと子ども達の育ちを保障される保育をどのように提供していくかという観点で計画を見直ししていただきたい。

藤瀬アドバイザー

：実態調査では、家庭の様子も把握でき、子どもの声も聴くことができた。これに対して行政としてはどうしたいのか、どこをどうしていきたいのか、我々に明確に伝えてもらえればと思う。

委員長：議事については以上とする。

※以下、事務局による進行

8 次回の会議日程

事務局：次回は8月前後に開催したいと考える。詳細は改めてご案内する。

9 副委員長あいさつ

午後4時 終了

以上